

特集／発展途上国のFTA

メキシコ——経済界が交渉に大きな影響力

中畑貴雄

メキシコは四四カ国と合計一二のFTAを締結するFTA先進国だが、二〇〇四年九月に調印した日本メキシコ経済連携協定（日墨EPA）以降、新たなFTAの締結はない。メキシコがFTA交渉ペースを減速させた背景には、「当面、これ以上のFTAは必要ない」という経済界の声がある。メキシコはNAFTA交渉以来、経済界と二人三脚で交渉を進めてきた。

●FTA交渉は外国投資誘致策の一環

メキシコは一九九四年のNAFTA発効以降、積極的にFTA交渉を展開し、中南米諸国をはじめ、欧州（EU及びEFTA）やイスラエルとのFTAも締結した。そして、二〇〇二年一月には日本とのFTA交渉を開始、二〇〇四年九月に署名、二〇〇五年四月に発効させた（表1参照）。メキシコが多くの国とのFTAを締結した狙いは、メキシコ産品の輸出促進に加え、外国直接投資を誘致することであった。NAFTA加盟以降、比較的低い労働コストや世界最大の市場米国に隣接するという従

来からのメリットにNAFTAの関税メリットが加わったため、メキシコの外国直接投資受入額は急速に増加し、経常収支赤字を補って余りあるようになった。メキシコの外国直接投資年平均受入額は、一九八六～一九九三年の三四億六八〇〇万ドルから一九九四～二〇〇六年には一四五億八五〇〇万ドルに拡大している。

また、NAFTA締結を機にNAFTAの合意内容に合わせるように外資法改正などを進め、外国企業の自由な事業環境を整備してきた。外資規制は一九九〇年代後半に急速に緩和され、メキシコは外資にとつて比較的自由な市場になった。

メキシコの税収（二〇〇六年）は石油収入（石油公社PEMEXが収める課徴金を除くとGDPの約九・七%しかなくOECD加盟国最低の水準で、中南米諸国の平均一五%よりも低い。そのため、アジア諸国のように新規・拡張投資に対する法人税の減免措置は適用できず、他の新興国に比べて税制上の恩典が乏しい。その意味で、世界中に張り巡らされたFTA網こそが外国企業にとつてのメキシコへの投資メリッ

トであり、米国に加えてEUや日本ともFTAを締結することで世界主要市場への優先的なアクセスを確立し、外国投資を呼び込む狙いがあった。

日本とのEPA交渉においても、交渉開始当初は、「日墨EPAを締結する最大の目的は日本からの投資誘致だ」という見解がメキシコ政府交渉団から示されていた。

●民間部門と二人三脚

日本企業に欧米企業と対等の競争条件を与え、日本からの投資を誘致するというメキシコ側の対日FTA交渉方針は、交渉が進展するにつれ、メキシコ農産品に対する日本のより広範な市場開放を強く求めるようにならわっていった。メキシコ側が特に強く市場開放を求めたのが、日本が従来から困難さを主張していた豚肉など食肉市場だった。この方針転換の背後にあったのが、メキシコの経済界の声である。

メキシコはFTA交渉に際し、民間部門の意見を集約して国全体のメリットが最大限になるよう交渉戦略を立てる。民間の意見集約には、貿易企業組織間調整委員会

表1 メキシコのFTA締結状況

	協定	締結相手国	発効年月日
1	NAFTA	米国、カナダ(計2カ国)	1994年1月1日
2	G3FTA	コロンビア(ベネズエラ:注1)	1995年1月1日
3	対コスタリカFTA	コスタリカ	1995年1月1日
4	対ボリビアFTA	ボリビア	1995年1月1日
5	対ニカラグアFTA	ニカラグア	1998年7月1日
6	対チリFTA	チリ	1999年8月1日
7	対イスラエルFTA	イスラエル	2000年7月1日
8	対EU・FTA	ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、ギリシャ、オランダ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポルトガル、英国、スウェーデン、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア(計27カ国:注2)	2000年7月1日
9	中米北部3カ国FTA	グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス(注3、計3カ国)	2001年3月15日
10	対EFTA・FTA	アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン(計4カ国)	2001年7月1日
11	対ウルグアイFTA	ウルグアイ	2004年7月15日
12	日墨EPA	日本	2005年4月1日

(出所) メキシコ経済省。
 (注1) ベネズエラは2006年11月19日にG3を脱退。
 (注2) EU拡大に伴い2004年5月に2カ国、2007年1月に2カ国が加盟。
 (注3) 対ホンジュラスは2001年6月1日に発効。

(COECE)が重要な役割を果たす。COECEはFTA交渉が行われる際に招集され、交渉期間中しか実質機能しない。NAFTA交渉時にサリナス大統領の要請に基づき設立され、それ以降もFTA交渉時には常に招集されてきた。

会長の下に、製造業、貿易、金融、農牧などの業種別委員会、市場アクセス、原産地規則、基準認証、知的財産権、サービスなど交渉分野別の委員会があり、それぞれにコーディネーターがいる。各コーディネーターは担当分野の豊富な知見を有する者が担当する。各委員会には、国内の様々な業界から通商交渉に関心を持つ一〇〇を超える団体が参加している。

COECEのコーディネーターは、経済省の各交渉分野の代表と密接な連絡を取り合っており、政府間の交渉内容が民間部門の意向を反映するような体制になっている。外国で交渉が行われる際、COECEメンバーは自社経費で相手国まで渡航し、交渉会場近くのホテルなどの通称「サイドルーム」(Cuarto de Juro)に控え、交渉中に政府交渉担当官が必要に応じてCOECEの担当コーディネーターに意見を求める。政府とCOECEは交渉前に必ず個別打ち合わせを行い、交渉終了後は経済省がCOECEへ交渉の進展を報告している。

COECEには大きく分けて二つの機能がある。一つは通商交渉に経済界の声を反映すること、もう一つは交渉に反対する業

界に対する説得である。サリナス大統領がCOECEを設立した最大の狙いは、後者であったと考えられている。つまり、FTA交渉に反対する業界に対し、当該FTAから得られるメキシコ全体の利益を説明し、交渉を進めることに同意させる機能である。日墨EPA交渉においても、全国鉄鋼会議所(CANACERO)や全国化学産業協会(ANIQ)などが日本とのFTAはデメリットの方が大きいとして反対していたが、最終的には国全体の恩恵を考慮し、交渉を妨げることを止めている。

反対業界を納得させるためには、メキシコ全体の利益が大きくなければならない。日本との交渉においては、対日輸出で最大の恩恵を受ける農業部門のメリットが大きくなければ経済界を説得することは困難であり、また、協定署名後に野党議員が多数を占める上院での批准承認を得ることも困難だった。そのため、メキシコ政府とCOECEは交渉後半において、野菜と果実が中心の日本の農業分野のオフアアを不十分と感じ、最大の対日輸出農産品「豚肉」の関税譲許を日本側に求めたのである。

二〇〇三年一〇月のフォックス大統領訪日前後、日墨EPA交渉は大詰めを迎えていた。カナレス経済相(当時)、ウサビアガ農牧相(同)の双方が参加する閣僚級交渉が連日開催され、小泉首相(当時)とフォックス大統領(同)の首脳会談も行われた。豚肉についても一定数量内の関税を引

き下げる関税割当を設定するなど、両国間で合意直前の水準に達していた。ただし、メキシコ側は土壇場になってオレンジジュースなどの製品の市場開放要求を引き上げたため、合意には至らなかった。

この背景には、メキシコ側にとって十分であった日本の市場開放提案に大統領訪日という政治的なタイミングを重視して合意するより、交渉を一度先延ばしにした上でより多くを勝ち取ったほうが良いという経済界の意向があったと見られている。

両国がFTA交渉で実質合意したのは、約半年後の二〇〇四年三月一〇日である。実質合意時には豚肉に加え、オレンジジュース、牛肉、鶏肉、生鮮オレンジなども関税削減対象として含まれることとなった。

●好機に恵まれた日墨EPA

実質合意までに一四カ月を要した日墨EPAは、貿易・サービス・投資の自由化など従来のFTAの要素に加え、二国間協力やビジネス環境整備など両国の経済関係を強化するための広範囲の取り決めを含む。日墨EPAは日本側にとっては、自動車やオートバイなど即時撤廃品目(自動車は割当内の即時撤廃)の輸出増加に貢献している。また、政府調達における日本企業・製品の待遇(入札資格・要件)が欧米企業と同等なものになったこと、「ビジネス環境整備」の枠組みによりメキシコ政府のビジネス環境整備に向けた取り組みが進展し

ていることなど、日本企業のメキシコにおける事業環境改善にも効果がある。

日墨EPA締結効果を日本のメキシコからの輸入で見ると、日本の対墨輸入は、二〇〇五年度（二〇〇五年四月～二〇〇六年三月）は一五・八%増、二〇〇六年度に九・八%伸びている。メキシコ政府はこの数字を好意的に捉え、日墨EPAの効果として発表している。ただし、品目別にみると、二〇〇五年度の輸入増加の約三割がモリブデンの輸入増によるもので、モリブデンは従来から無関税なのでEPA効果ではない。同輸入額の増加は主に価格高騰によるものであり、二〇〇五年度の平均輸入価格は対前年度比五〇・八%も上昇した。

EPA効果が大きいと考えられる農水産品の二〇〇五年度の対墨輸入は前年度比二・六%増で、増加寄与率は三・八%に過ぎなかった。農水産品の大半が段階的な関税削減の対象となっていることが影響している。EPA対象品目のうち、発効後二年間で日本の輸入が大きく増えているものは、生鮮キハダマグロ（対墨関税三・五%↓〇%、二〇〇六年度輸入数量の二〇〇四年度比四六九・七%増）、冷凍タコ（五・〇%↓〇%、同一三四%増）、焙煎コーヒー（一〇・〇%↓五・〇%、一〇九・二%増）、カボチャ（三・〇%↓〇%、四四・九%増）、バナナ（一〇・〇%／二〇・〇%↓割当内〇%、一五・二%増）、テキーラ（一六・〇%↓〇%、一八・五%増）などだ。

対日FTA交渉におけるメキシコ側の大きな狙いであった日本からの投資促進についてみると、日墨EPA締結以降、確かに日本企業の新規投資事例は増えている。ただし、大半が自動車産業における投資であり、メキシコを北米の生産拠点として重視した自動車メーカーの新型車生産開始に伴う拡張投資が相次ぎ、それに呼応するかたちで日系部品メーカーの進出が相次いでいる。これらは日墨EPAが無かったとしても実施されたと思われるため、EPAの影響がどの程度あるかは判断しがたい。

日墨EPAが発効した二〇〇五年以降、中国の旺盛な需要が牽引した鉱物資源価格の高騰や北米の生産拠点としてのメキシコ自動車産業の発展が見られており、日本との経済関係が活性化するタイミングとして、好機に恵まれたといえる。

●既存のFTA活用と競争力強化が課題

FTA交渉を積極的に推進してきたメキシコだが、日墨EPA締結以降は、以前のような積極性が見られなくなった。特に経済界からはこれ以上のFTAは不要という声が強くなっている。この背景には、既存のFTAが十分に活用されていないこと、アジア新興国の台頭でメキシコの国際競争力が低下し、通商交渉より国内産業の競争力強化が強く求められていることがある。

前者について例を挙げると、FTAで獲

得した関税割当などの協定メリットをメキシコ企業はあまり利用できていない。EUとのFTAでメキシコは、年間六〇〇トンのアスバラガスの関税割当（無税）、同一〇〇〇トンのメロンの関税割当（関税半減）を獲得しているが、二〇〇五年、二〇〇六年は全く利用されていない。アボカドの割当（無税）も二万トン獲得しているが、二〇〇六年の利用率は四・四%に過ぎない。日墨EPAについても同様であり、割当利用率（協定で認められた数量のうち実際に輸入された数量）は、最も高い豚肉でも二〇〇六年度は七二・三%に過ぎず、二五・五%の関税が〇%になるハチミツの割当利用率は三・〇%に過ぎない（表2参照）。

メキシコはこれら産品の輸出国だが、既存の輸出先以外の販路開拓が不十分だ。輸出の八割以上を対米輸出が占め、米国の景気動向にメキシコ経済が大きく左右される脆弱な構造は、現在でも変化していない。この極度の対米依存から脱却するためにも、

既存のFTAを有効活用した新たな輸出先開拓が必要との声が強くなっている。

後者については、主に米国市場において中国など米国とのFTAを有していないアジア諸国に市場シェアを奪われており、メキシコ産業の競争力強化のための政策が経済界から強く求められている。

メキシコの主要輸出産品であるカラテレビで見ると、米国の輸入に占めるメキシコ産のシェア（金額ベース）は、二〇〇〇

表2 日墨 EPA 主要関税割当品目のメキシコ側利用率

品名	数量 単位	2005年			2006年			関税率 (%)	
		割当量	輸入量	利用率	割当量	輸入量	利用率	一般	EPA
豚肉	トン	38,000	37,511	98.7%	53,000	38,336	72.3%	4.3	2.2
革靴	足	250,000	174,734	69.9%	300,000	113,209	37.7%	21.6 ~ 30.0	0.0
オレンジ果汁	トン	4,000	3,001	75.0%	4,250	1,568	36.9%	25.5	12.7
バナナ	トン	20,000	3,722	18.6%	20,000	4,048	20.2%	10.0/20.0	0.0
ハチミツ	トン	600	108	17.9%	700	21	3.0%	25.5	0.0

(出所) 日墨 EPA 譲許表、貿易統計などから筆者作成。

(注) 豚肉の輸入量は日墨 EPA の対象となる分岐点価格以上のもの。

年の七三・〇%から二〇〇六年に六三・三%まで縮小したが、中国産のシェアは同期間に一・七%から一八・五%に拡大している。米国の輸入関税が高く FTA の関税削減メリットが大きいアパレルでも、メキシコ産が同期間に一四・六%から七・四%へ縮小する一方、中国産は一〇・五%から二七・一%まで拡大している。

繊維、履物などは国内市場でも中国産のシェアが拡大しており、経済界からは警戒する声が上がっている。経済界は国際競争力強化に向けて、道路や港湾などのインフラ整備、新規・拡張投資に対する税制インセンティブの付与、憲法規定により国家独占となっているエネルギー部門（石油、電力）への民間資本導入による近代化などの政策実施を政府に強く求めている。

● 政権交代で政府と経済界に見解の相違

カルデロン政権に移行後、新たな FTA 交渉開始が発表された。二〇〇七年八月、メキシコはペルー及び韓国との FTA 交渉開始を発表した。ただし、双方とも政府のイニシアティブによる交渉開始である。特に韓国との交渉には経済界が強く反対している。

日本の日本経団連に相当する企業家評議会（CCE）のアルマンド・パレデス会長は、韓国との FTA はメキシコ産業を危うくする可能性がある」と反対する見解を表明

している（『エル・フィナンシエロ』紙、八月一〇日付）。また、韓国との FTA で最大のメリットを享受すると思われる全国農牧評議会（CNA）のアルフレド・モイセス副会長も、「メキシコ農業にとってメリットはあるが、産業界が全て反対の立場であるため、メキシコ全体の利益を考慮し、政府に対して CNA として交渉を要請したことは一度もない」とジェトロ・メキシコのインタビュイーに答えている。

産業界が韓国との FTA に反対する背景には、貿易バランスの不均衡と韓国企業へのメキシコ投資の少なさがある。二〇〇六年のメキシコへの韓国輸入は一〇六億一七三万ドルであり、米国、中国、日本に次ぐ第四位の輸入相手国だが、対韓輸出は四億五七七一億ドルしかなく、輸出先としては第二五位。一九九四年～二〇〇六年の直接投資累計額も八億二六〇万ドルと日本（四〇億三八一〇万ドル）の五分の一以下で、インド（一六億一九八〇万ドル）より少ない。これらの数値から、韓国はメキシコにとって補完的な国とはみなされていない。

産業界の明確な支持がないにもかかわらず政府が韓国との交渉開始を決定した背景には、政権交代による通商政策の方向転換がある。前政権、特にフェルナンド・カネレス氏が経済相を勤めた頃には、日墨 EPA で FTA 交渉を打ち切り、国内産業の競争力強化に注力する方向性が打ち出されたが、現政権では、国内産業競争力強化の方

向性は変わらないものの、対内的にも対外的にも自由・平等な競争環境の整備による競争力の強化が重視されるようになった。

国内産業政策においては、競争力向上のために「競争の促進」が重視され、特に通信分野など寡占業種における競争の促進を目指している。対外政策では市場開放的な方針に転じており、一般関税率が徐々に引き下げられる方向にあるほか、オーストラリア、ニュージーランドなどの大洋州諸国、アルゼンチン、ペルーなどの南米諸国、韓国、中国、インドなどのアジア諸国との経済関係強化が検討されるようになった。

現カルデロン政権下で通商政策がより市場開放的な方向へ転換された中でも、経済界のスタンスは変わっていない。民間部門は基本的にこれ以上の FTA は望んでおらず、既存の FTA 活用が先決と考えている。今後、韓国との FTA 交渉において、スタンスが異なる政府と経済界の間でどのような調整がなされるのが注目される。

（なかはた たかお／ジェトロ・メキシコセンター）

《参考文献》

- ① 本間芳江「サリナス政権と経済界」（『ラテンアメリカ・カリブ研究』第一号、東北大学大学院国際文化研究科、二〇〇四年）。
- ② 日本貿易振興機構『日本メキシコ経済連携協定（日墨 EPA）発効一年目の効果』二〇〇六年七月。